

あすか野小学校 PTA クラブ・活動規則

令和5年4月

1. 目的

スポーツ・文化活動を通して保護者の親睦を深め、PTA 活動ならびに学校活動(係活動など)の活性化を、目的とする。

2. 結成時の条件

全員があすか野小学校在校生の保護者であること。ただし、その中に PTA 会費又は協力金未納者がいる場合にはこれを認めない。活動申込書を提出の後、本部役員会にて審議し、活動方法について PTA 会長が了承した場合のみ、結成を認める。

3. 活動費について

PTA 予算より1クラブにつき年間1万円を支給する。

結成が年度途中の場合は翌年度4月から支給する。

(活動費の受け取り方法)

- ・クラブ全員の名簿を教頭を通して本部役員会に提出し、本部会計より活動費を受け取る。
- ・年度末には本部会計に会計報告を提出する。(領収書などの提示は必要ない)
- ・会計年度は4月に始まり翌年3月末とする。

4. 活動について

クラブは原則として毎月1回以上その活動を行うものとする。

5. 交流戦について

交流戦は月に1回までとする。また、駐車スペースなどは学校と相談し、普段利用している範囲内とする。

6. 優先順位について

学校の教育活動を最優先とする。(部活動を含む)

7. 学校施設の使用

あすか野小学校の施設を利用して行うが、施設の使用についてはそれぞれのクラブが責任をもって行う。

施設内の物品の破損などについてはクラブ員の責任で処理をすること。

8. クラブの解散や同好会への移行について

本規則に違反した場合や虚偽の報告をした場合には活動を停止し、クラブを解散しなければならない。また、クラブ員が2人を下回った場合は活動を終了することとする。ただし、本部役員で審議し、存続が必要と認められる場合は、この限りではない。クラブの意思で解散する場合は、学校を通して本部役員にすみやかに報告すること。

活動にあすか野小学校保護者 OB や校区内在住者が参加する場合は同好会に移行する。学校を通して名簿を本部役員にすみやかに提出しなければならない。